

『IDE現代の高等教育』2010年1月号
※IDE大学協会の許可を得て掲載しております。
無断で転載・複写することを禁じます。

「危機」の時代の高等教育政策

濱田 純一

1. 「高等教育の危機は社会の危機」 少し長い引用から始めたい。

「高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているのか、また、十分に高い質を保っているのかといった点については、大いに問題があると考えられる。各高等教育機関の個性・特色の相対化、各機関ごとの人材養成目的の曖昧化、教育機能軽視の傾向、度重なる規制改革の中での『大学とは何か』という概念の希薄化、他の先進諸国に比べて必ずしも十分とは言えない高等教育の経済的基盤など、

むしろ、我が国の高等教育は危機に瀕していると言っても過言ではない。」「特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。」

これは、2005年1月に中央教育審議会がまとめた「我が国の高等教育の将来像」答申の冒頭部分からの抜書きである。「知識基盤社会」という言葉を打ち出したこ

の答申におけるリアルな認識の提示に、改めて強い印象を受ける。しかし、それから5年、社会は、そして高等教育は、どのように変化したのだろうか。さまざまな状況を見渡してみると、この「危機」は、今日、より深刻になっていると言わざるを得ない。

時代は大きな変化の時期である。昨年来の金融・経済危機による世界的な社会の動揺、あるいは環境や食糧、貧困・格差など全人类的な課題をめぐる議論の噴出は、そうした変化を予想させる。また、日本だけのことで言えば、政権交代もまた、たんに政党の交代というにとどまらず、政治の理念やシステムの変化にも影響を及ぼすように思われる。ここで大切な認識は、こうした現象が示している変化の要因が、最近急に生じたわけではないということである。むしろ変化の要因は、すでに以前から次第に蓄積されてきており、それらの要因が、経済危機などのきっかけを得て、現実の変化を一気に促し始めたのが、いまのタイミングだということであろう。

変化の方向はまだ見えているわけではない。しかし、未来への見通しが難しいそうした時代にこそ、現実と変化の方向を的確に分析し、また、歴史の時間と国際的な空間で鍛えられた「知」を提供していく大学など、高等教育の役割が大きくなる。いま重要なのは、このような時代に期待される高等教育の理念の多様な姿を確認するとともに、その理念の全体像の輪郭を明確にすること、そして、高等教育を担うそれぞれの主体が、そうし

た理念の構想と具体化のために、適切な役割分担を行っていくことであると思われる。

2. 競争原理と理念の役割

ここ20年あまりの高等教育政策を特徴づけてきたのは、規制緩和、市場原理重視の傾向であると言ってよい。1985年から87年にかけて答申を出した臨時教育審議会以来の大学改革、高等教育にかかわる政策には、こうした考え方が色濃く反映されている。かつて小泉政権下で「構造改革」の一環として急速に進められた諸政策は、それを加速することになった。設置認可等の参入規制の大幅な緩和、第三者評価制度の導入、COEやGPなど競争的な補助へのシフト、産学連携の強化など、これまでとは異なるさまざまな動きが、高等教育政策の分野で生じた。国立大学の法人化もそうした流れの中での産物である。

こうした規制緩和の試みは、競争と自己責任の観念を通じて、高等教育の中に活力と多様性、効率性をもたらしたことは疑いがない。法人化された国立大学では、教育研究のスタイルや内容において、また組織や業務運営・財務などにおいて、新たな創意工夫が行われ、それぞれの大学の魅力が引き出されてきた。

ただ、法人化の動機がもともと財政削減、定員削減とセットとされていたことによって、国立大学の仕組みの近代化改革が促進された面があると同時に、そこに歪みを生み出してきた部分がある。そして、少なくとも国立大学を見る限り、

今日の大学の「危機」の本質は、こうした「歪み」がある限界を越えたこと、デメリットがメリットを大きく越え始めたところにあると見るべきであろう。そうした「歪み」は、国立大学に限らず、私立大学や公立大学なども含め、高等教育全般にわたって、いわば危険水域に達しつつあるのがいまの状況である。

競争や自己責任といった観念がもつ有用性を評価しながら、同時にそうした「歪み」を修正するために、高等教育政策に求められるのは、一つには、質保証システムの運用や毎年度の予算事業など、個別のきめ細かな改善策である。

それとともに、こうした変化の時代には、大学をはじめとする高等教育について「大きな物語」を論じておく必要がある。つまり、日本という国家として、国際社会の変化の動向も見据えながら、高等教育に何を期待するかという理念の全体像を明確にしておくことである。そして、そのために、日本の知の水準をどのようなレベルにもっていこうとするのかを、真剣に考えることである。それが、「市場」がうまく機能しているかどうかを評価する基準ともなる。

高等教育という分野において、こうした理念や考えを突き詰めることなく、短期的に一面的な効率性を求める発想は、目頭に引いたような高等教育と社会との関係を考えれば、日本の国民にも国家にも致命的な影響を及ぼす。

3. 「理念」に導かれる視点の転換
理念をいわば規範的に考えることは、

日々の現実の動きに規定されがちになる政策の視点の転換を促す有効な方法である。たとえば、最近の大学進学事情の中で、定員を充足できない大学も増えてきている。そうした大学は、市場の中で淘汰されてもしかたがない、というのは一つの考え方である。

しかし、視点を変えて考えてみると、一見供給過剰に見えるかのような大学市場の環境を規定している大きな要因は、これからの日本社会の中で大学をどのように位置づけようとしているかについての、政策のメッセージであることに気づく。「消費者のニーズ」がアプリアリに存在して市場を規定するという観念的な発想は、誤りと言わなければならない。大学進学希望者の数は、こうした政策のメッセージの内容に左右される。

日本における大学進学率は、1970年代の30%台から今日では50%を越えるまでに大きく増えた。その数字を引いて、日本の大学の量的規模は過剰であるという論も見られる。しかし、大学教育への需要は、決して定まった大きさのパイではない。諸外国と比べてみても、日本の大学進学率は決して過大ではない。留学生や社会人学生も少ない。現代の日本のような社会経済的な条件の下では、このパイの大きさに影響を与えるのは、さきに触れた、政策のメッセージの内容である。もちろん、教育の質のさらなる向上に向けた大学の真摯な努力が大前提であることは、言うまでもない。

大学院をめぐる状況も同様であると考えてよい。大学院生の数をもっと増やし

ていこうとする政策も見られた一方で、いまは、数が多すぎるという議論もあり、実際、大学院を修了した学生の就職が困難になっている状態も見受けられる。こうした状況に、大学自身が対応できていないということも否定できない。大学院に入ってくる学生の学力の差が広がり現在の教員数では十分に教育する時間がとれない、また大学院生の能力を幅広く涵養するカリキュラムになっていない、などの事情はたしかにある。

ただ、大学院を高等教育の中でどのように位置づけようとするのか、現実を踏まえた明確な政策理念が作られ、それが社会的に実行されることなくしては、大学院生の数の多寡は安易に云々できない。大学院在学者の対人口比は、欧米先進諸国に比べれば、日本はまだ低いのである。政・財・官界のリーダーの学位を見ても同様であり、このことは日本の国際交渉力にも関わる問題と言っても過言でないだろう。

4. 政策形成における主体性

では、高等教育政策における理念はどのような姿であるべきなのだろうか。それが単線的なものでよいとは、到底思えない。2005年の中教審答申も、次のように述べている。

「学術研究の高度化、学習需要の多様化、社会の価値観の変化、国際化・情報化の進展等の中で高等教育が今後ともその役割を十分に果たしていくためには、各高等教育機関が競争的環境の中で、それぞれの個性・特色を明確にし、全体と

して多様な発展を遂げていくことが必要である。」

つまり、「多様」なものであるべきということである。しかし、その多様性のカタチの実現を「競争的環境」にのみ任せるのは、国家として無責任であると言わなければならないことは、さきに述べたとおりである。また、ただ「多様」というだけではなく、多様な要素が組合わされた全体最適の姿が描かれる必要がある。

このような理念を形作るのは、たしかに困難なことである。それは、現代が、ある意味で「知識の危機」とも呼ぶべき時代であることともかかわっている。情報化の時代は、社会に流通し入手できる情報の量を飛躍的に増大させた反面で、じっくりと取組み習得していく「知識」の価値を、低下させてきているように思われる。こうした事態は、「知識基盤社会」という日本社会の性格づけにとって、負の作用を営むであろう。

こうした時代に大学がなすべきは、断片的な情報ではなく、歴史という時間と国際という空間に鍛え上げられた学術の体系を基盤としながら、伝統の知と最先端の知を、ともに踏まえた教育を行っていくことである。それによって、日本全体の「知の底上げ」を先導していくということである。

こうした大学の本質的な役割を考えると、高等教育政策の形成に大学がどのようにかかわるかということは、重要な課題である。また、規範的な理屈を言えば、日本国憲法には学問の自由、大学の自治

の観念がある。この憲法上の観念は、ただの自由ではなく、高等教育の水準の向上に大学が主体的にかかわるべき責任をも語っていると理解すべきであろう。

そうした認識を踏まえた上で、高等教育政策の形成には、政治、行政と大学の間のより豊かなコミュニケーションと協働が必要な時代であると思う。こうしたコミュニケーションの不全は、しばしば、高等教育の理念の構想や具体化を阻害し、あるいは必要以上に大学の自律性と自己

責任の観念を損なうことになる。そのような無意味なリスクは、素早い対応が求められる危機の時代には相応しくない。

「高等教育の危機は社会の危機」という共通理解に立った、高等教育の理念の全体設計のための適切なシステムと、その理念の具体化を担保する仕組みについて、成熟した対話のなされることが、いま求められていると考える。

(東京大学総長／情報法・情報政策)